

平成28年1月より、当行との取引にあたり、 お客さまの個人番号・法人番号を 提示いただく場合があります。

平成28年1月から、マイナンバー制度がスタートします！

平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)がスタートします。
マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号(12桁)が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号(13桁)が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます！

個人番号は、平成27年10月以降、各市区町村からお客様宛てに通知されます。
個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。「通知カード」は、届きましたら、大切に保管してください。
また、市区町村への申請により、平成28年1月から「個人番号カード」の交付を受けることができます。「個人番号カード」は、個人番号の証明や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるICカードです。
法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

当行からのお願い

マイナンバー制度のスタートにあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の提示が必要になることがあります。

当行においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号を提示いただく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします

※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

銀行でマイナンバーが必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄(年金・住宅)
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 信託取引(金銭信託など)

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 定期預金・通知預金
- 外国送金(支払い・受け取り)など
- 信託取引(金銭信託など)

※銀行では、マイナンバーを法定調書や非課税申告書などへの記載などに利用します。

マイナンバーの取扱いには、厳格な保護措置が設けられています。

マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話などがありましたら、銀行または警察にご連絡ください。



静岡中央銀行

<https://www.shizuokachuo-bank.co.jp/>